

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築一式工事 |
| (2) 件 名 | (仮称) 緑の森公園保育所建設工事（外構） |
| (3) 場 所 | 越谷市越ヶ谷2620番1外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年2月28日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 149,270,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 和光・水谷経常建設共同企業体
代和光建設株式会社 三郷支店 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県三郷市栄1-176 |
| (8) 概 要 | (仮称) 緑の森公園保育所整備事業に伴う外構工事を行う。
・囲障（障壁、フェンス）の設置
・構内舗装工事（アスファルト舗装、インターロッキング舗装 ほか）
・緑化
・遊具設置
・駐輪場、外物置等の設置 ほか |
| (9) 理 由 | 特命理由：本件は、(仮称) 緑の森公園保育所整備事業における外構を工事するものです。
(仮称) 緑の森公園保育所整備事業は、本体工事着手後に、地中障害物が発見され、これらの撤去工事により工期が後ろ倒しとなりました。そのため、開所に向けて、建築工事と外構工事を同時に施工せざるをえない状況となりました。
緑の森公園保育所は2階テラスが園庭にせり出す立体的な構成であり、また、本体建物が外構と重なる特殊な平面形状であることから、同時に施工するにあたり本体工事と外構工事の施工上の責任を明確に区分することができない状況となります。よって本件について、本体建物と重複する工期で、本体工事の受注者以外の者が施工する場合、安全性の確保や、工期内での履行の実現が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、「(仮称) 緑の森公園保育所建設工事（建築）」の受注者である和光・水谷経常建設共同企業体と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成 1 3 年告示 6 1 号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別

機械器具設置工事
- (2) 件 名

一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設処理水放流移送管修繕
- (3) 場 所

越谷市大字砂原 1 4 6 番地 1
- (4) 履 行 期 限

令和 6 年 6 月 2 5 日から令和 7 年 3 月 2 5 日まで
- (5) 契 約 金 額

1, 672, 000 円 (税込み)
- (6) 受 注 者

株式会社神鋼環境ソリューション
東京支社
- (7) 受注者住所

東京都品川区西品川 1 - 1 - 1
住友不動産大崎ガーデンタワー
- (8) 概 要

浸出水処理水放流移送管修繕
1 材料
・ 改造配管（点検口 2 箇所） V P 1 5 0 A 1 式
・ 洗浄用薬品 ダイナミックス・デスケラー（1 9 L 缶） 4 缶
・ 消耗品、雑材 1 式
- (9) 理 由

本修繕は、浸出水処理施設の浸出水処理水の移送管の故障・老朽化による部品交換であり、また、機器等の故障等に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により、水処理施設の設計・施工業者であり、かつ保守管理業者である株式会社神鋼環境ソリューション東京支社に、特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種別

清掃施設工事
- (2) 件名

リサイクルプラザ資源化施設計量器等交換修繕
- (3) 場所

越谷市大字砂原355番地
- (4) 履行期限

令和6年6月25日から令和7年3月27日まで
- (5) 契約金額

18,392,000 円(税込み)
- (6) 受注者

新明和工業株式会社
産機システム事業部環境システム本部営業部
- (7) 受注者住所

東京都台東区上野7-12-14
- (8) 概要

1) 資源化施設計量器等の交換修繕を行う

・トラックスケール（30t用）

1 式

・操作ポスト

1 基

（パンチカード読取方式からICカード読取方式へ）

・信号灯

1 基

・ソフト改造費

1 式

・ICカード

200 枚

(9) 理由

特命随意契約該当理由

当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速に対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として1者特命とします。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成 13 年告示 61 号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種別

清掃施設工事
- (2) 件名

リサイクルプラザ資源化施設細破碎機ライナー交換修繕
- (3) 場所

越谷市大字砂原 355 番地
- (4) 履行期限

令和 6 年 6 月 25 日から令和 7 年 3 月 27 日まで
- (5) 契約金額

11,594,000 円(税込み)
- (6) 受注者

新明和工業株式会社
産機システム事業部環境システム本部営業部
- (7) 受注者住所

東京都台東区上野 7-12-14
- (8) 概要

1、細破碎機ライナー交換

・可動側・固定側ケースライナー②

5 個交換

・可動側・固定側ケースライナー③

5 個交換

・可動側・固定側ケースライナー④

8 個交換

・可動側・固定側ケースライナー⑤

1 個交換

・可動側・固定側ケースライナー⑥

1 個交換

・可動側・固定側ケースライナー⑦

1 個交換

・可動側・固定側ケースライナー⑧

1 個交換

・可動側・固定側ケースライナー⑨

1 個交換

・排出口ライナー

1 個交換

(9) 理由

特命随意契約該当理由

当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速に対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定より、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として 1 者特命とします。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成 1 3 年告示 6 1 号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別

清掃施設工事
- (2) 件 名

リサイクルプラザ資源化施設不燃ごみ・缶類クレーン修繕
- (3) 場 所

越谷市大字砂原 3 5 5 番地
- (4) 履 行 期 限

令和 6 年 6 月 2 5 日から令和 7 年 3 月 2 7 日まで
- (5) 契 約 金 額

10,890,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者

新明和工業株式会社
産機システム事業部環境システム本部営業部
- (7) 受注者住所

東京都台東区上野 7－1 2－1 4
- (8) 概 要

1) 巻上関係

・巻上ワイヤーロープ（グリップ付き）

8 本

・スピードリレー用カップリング

2 個

・巻上減速機蓋パッキン

2 枚

2) 給電関係

・バケット給電ケーブル

2 本

3) バケット関係

・バケット関係支持金具

2 基

・ポンプ（カップリング含む）

2 台

・ワイヤーソケット

2 基

・エアーブリザー

2 台

・バケット作動油

2 基

・油圧ホース

2 基
- (9) 理 由

特命随意契約該当理由

当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速に対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号の規定より、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として 1 者特命とします。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成 1 3 年告示 6 1 号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別

機械器具設置工事
- (2) 件 名

一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設No. 2 回転円盤装置修繕
- (3) 場 所

越谷市大字砂原 1 4 6 番地 1
- (4) 履 行 期 限

令和 6 年 6 月 2 5 日から令和 7 年 3 月 2 5 日まで
- (5) 契 約 金 額

14,960,000 円(税込み)
- (6) 受 注 者

株式会社神鋼環境ソリューション
東京支社
- (7) 受注者住所

東京都品川区西品川 1－1－1
住友不動産大崎ガーデンタワー
- (8) 概 要

浸出水処理施設 NO. 2 回転円盤装置修繕
1 機器、材料
・ 回転円盤装置軸 C S 製 1 組
（軸、ホイール、取付用 B, N ほか含む）
・ 回転円盤装置充填材（半数） 2 2 0 枚
- (9) 理 由

本修繕は、浸出水処理施設の回転円盤装置の故障・老朽化による部品交換である。また、機器等の故障等に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により、水処理施設の設計・施工業者であり、かつ保守管理業者である株式会社神鋼環境ソリューション東京支社に、特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成 13 年告示 61 号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門 |
| (2) 件 名 | 東越谷・花田地区浸水対策検討業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市東越谷四丁目地内外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和 6 年 6 月 10 日から令和 7 年 3 月 14 日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 31,130,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社東京建設コンサルタント
埼玉事務所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区東町 1-36-1
トーケン大宮ビル |
| (8) 概 要 | 対象範囲
元荒川第 11～15 排水区 147.2ha
新方川第 27～30 排水区 291.6ha

委託理由
本業務は、東越谷・花田地区において早期の浸水被害軽減に向けた実現可能な新規雨水貯留施設についての予備設計を行うものであり、第三者の高度な技術知識及び経験等によらなければ目標達成が困難な業務であることから、委託発注するものです。 |
| (9) 理 由 | 本業務は、東越谷・花田地区において今後必要となる新たな雨水貯留施設について埼玉県が検討している洪水調節施設検討業務委託と合同で行うことから、埼玉県発注業務である、河川改修工事（新方川洪水調整施設検討業務委託）との整合性を図り、一体的に検討する必要がある。また、本業務については、浸水解析モデルのデータを活用し業務を行う必要があるが、当該業者であれば本市発注の浸水対策計画策定業務委託を過年度に受注し、その資料及び成果品に含まれない経過や経緯の認知、また検討・調査で使用したデータを保有していることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、埼玉県発注業務と浸水対策計画策定業務委託を受注し、業務内容に精通した株式会社東京建設コンサルタント埼玉事務所と特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立大袋中学校外構改修工事監理業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市大字大竹236番地 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 4,180,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社慎建築設計事務所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市相模町1-31 |
| (8) 概 要 | <p>委託の概要：
・西大袋土地区画整理事業に伴い、越谷市立大袋中学校の外構改修工事の監理業務を委託する。</p> <p>【工事概要】
・体育用具倉庫、石灰庫、ごみ置き場、灯油保管庫等の建替
・既存樹木伐採伐根
・敷地周囲の土留め・フェンス・防球ネットの撤去・新設
・植栽の撤去・新設</p> <p>委託の理由・目的：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。</p> |
| (9) 理 由 | <p>特命の理由：
本業務は「越谷市立大袋中学校外構改修工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術が求められます。</p> <p>本工事は、西大袋土地区画整理事業に伴う中学校の大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「株式会社 慎建築設計事務所」を特命とするものです。</p> |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市大袋地区センター・公民館建設工事監理業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷都市計画事業西大袋土地区画整理事業69街区4画地の一部外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和8年2月27日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 26,950,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社S u K A建築設計事務所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市千間台西2-6-12
S Kビル303 |
| (8) 概 要 | ・鉄骨造2階建て、延床面積2,524.60㎡（駐輪場等除く）の新築工事の監理業務を委託する。（建築・電気設備・機械設備・外構） |
| (9) 理 由 | 【特命随意契約理由】
本業務は、今年度より実施する「越谷市大袋地区センター・公民館建設工事」（以下「本工事」）の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
本工事は地区センター・公民館の他、地域包括支援センターや消防器具置場等を含む複合施設となっており、地元住民等により構成された建設検討委員会や各担当課からの要望を組み入れた実施設計を行っております。また、隣接する公園や緑道、調節池に係る別工事が同時期に施工される予定となっており、搬入経路や作業場所の調整が複雑であることから、安全管理上の配慮が必要となります。
そのため、設計内容を熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点や変更等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「株式会社S u K A建築設計事務所」を特命随意契約とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託（大沢小学校外2か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市大沢二丁目13番21号外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 7,260,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（大沢小学校外2か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託（荻島小学校外2か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市大字南荻島902番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 7,260,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（荻島小学校外2か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事監理業務委託（富士中学校外1か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市新越谷一丁目85番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 5,500,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、本業務は、「越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（富士中学校外1か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場等に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事監理業務委託（北陽中学校外1か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市大字大松450番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 5,500,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（北陽中学校外1か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場等に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事監理業務委託（大相模小学校外2か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市大成町二丁目1番地外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 7,260,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事（大相模小学校外2か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事監理業務委託（中央中学校外1か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市宮前一丁目18番地1外 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 5,500,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（中央中学校外1か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場等に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 別 | 建築コンサルタント（登録有） |
| (2) 件 名 | 越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事監理業務委託（光陽中学校外1か所） |
| (3) 場 所 | 越谷市川柳町一丁目498番地 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月21日から令和7年3月25日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 5,500,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 越谷建築設計監理事業協同組合 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市東越谷2-15-57 |
| (8) 概 要 | 委託の概要：
本業務は、「越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事（光陽中学校外1か所）」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。
委託の理由：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。 |
| (9) 理 由 | 本工事は、屋内運動場等に空調設備を設置することに伴う大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 補償コンサルタント（登録有） 不動産鑑定 |
| (2) 件 名 | 令和7年度固定資産評価の時点修正に関する業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市千間台東一丁目6番15外595箇所 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月24日から令和6年10月11日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 7,761,380 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-1-1 |
| (8) 概 要 | <p>固定資産（土地）については、地方税法附則第17条の2の規定により、基準年度の価格を3年間据え置くこととされている地方税法第349条の規定に関わらず、据え置き年度である令和7年度においても地価が下落していると認められる地域に対して前年度の価格によることが課税上著しく均衡を失すると認められる場合には、市長が価格の修正を行うことができるとされています。</p> <p>本業務は、令和7年度の土地の評価額の修正の可否を判断するにあたり、不動産鑑定士による鑑定評価を活用し、令和5年1月1日から令和6年7月1日までの本市における地価の下落状況を把握するため、標準宅地596地点の不動産鑑定評価を専門業者に委託するものです。</p> |
| (9) 理 由 | <p>随意契約理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約。
標準宅地の時点修正率を求める鑑定評価には、越谷市の地域特性を十分に把握し、固定資産の鑑定評価について十分に精通している者を相手方にする必要があり、価格面を主眼とした競争入札ではその確保が難しいことから随意契約とするものです。</p> <p>特命理由：令和6年度標準宅地の鑑定評価を行った者が同一標準宅地の時点修正鑑定評価を行うことにより、より正確で適正な地価動向の把握が可能となり、かつ越谷市周辺市町との接点部及び埼玉県内の市町村の時点修正率の調整並びに不動産鑑定士間の情報交換を円滑に行うことが可能になるため、下記推薦業者を契約の相手方とするものです。</p> |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門 |
| (2) 件 名 | 越谷市雨水出水浸水想定区域検討業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月27日から令和7年3月14日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 63,250,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 株式会社東京建設コンサルタント
埼玉事務所 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市大宮区東町1-36-1
トーケン大宮ビル |
| (8) 概 要 | 委託概要
雨水出水浸水想定区域検討業務 一式
委託理由
本業務は、シミュレーションモデルを用いて浸水想定区域を検討し、越谷市内の雨水出水浸水想定区域図の作成を行うものであり、第三者の高度な技術知識及び経験等によらなければ目標達成が困難な業務であることから、委託発注するものです。 |
| (9) 理 由 | 本業務は過年度に実施した「公共下水道事業浸水対策検討業務委託（元荒川排水区）」、「公共下水道事業浸水対策検討業務委託（新方川排水区他）」、「浸水対策計画策定業務委託」、「越谷市公共下水道浸水対策検討業務委託（5-1）」と綿密な関係があり、各業務にて作成した浸水シミュレーションモデルを用いて、浸水想定区域を検討し、越谷市全域の雨水出水浸水想定区域図を作成する必要がある。
（株）東京建設コンサルタント埼玉事務所は、本業務の基となるモデルを過年度業務に一部構築しており、一からモデルを構築する場合と比べ、コスト縮減が図られ、且つ、通常は1年以上の工期が必要だが、単年度での業務委託が可能である。
また、地域特性や調査・検討内容等に精通していることや埼玉県発注業務で作成した流出氾濫解析モデルを保有していること、さらに成果品には含まれていない経過や経緯を認知していることから、高精度なシミュレーションを実施することが可能である。
これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、（株）東京建設コンサルタント埼玉事務所と特命随意契約を締結する。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 種 別 | 建設コンサルタント（登録無） |
| (2) 件 名 | 下船川揚水機場補修工事設計業務委託 |
| (3) 場 所 | 越谷市大字船渡地内 |
| (4) 履 行 期 間 | 令和6年6月27日から令和7年3月31日まで |
| (5) 契 約 金 額 | 1,309,000 円(税込み) |
| (6) 受 注 者 | 埼玉県土地改良事業団体連合会 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県熊谷市籠原南2-83 |
| (8) 概 要 | <p>業務の概要
実施設計 一式、出来高設計 一式</p> <p>委託の理由
本業務は、土地改良施設維持管理適正化事業に基づく工事を円滑に進めるにあたり、高度な専門的知識及び技術等を活用するため委託をするものです。</p> |
| (9) 理 由 | <p>執行方法：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p> <p>理由：本業務は、土地改良施設の補修工事における、設計業務を行うものであり、業務を行うには土地改良事業に関する専門的な知識や経験、実績が必要とされます。</p> <p>埼玉県土地改良事業団体連合会は土地改良法に基づき設立された法人であり、土地改良事業に特化していることから知識や経験、実績を活かし本市を含む会員に対して土地改良事業に関する技術指導を行っております。また、当団体は土地改良法第111条の4により営利を目的としないため、経費の削減が見込まれます。</p> <p>よって、本業務委託の受託者として埼玉県土地改良事業団体連合会が適任であると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規程により特命随意契約とするものです。</p> |